

福山市立大学学部長選考規程

平成23年4月1日
福山市立大学規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条第3項の規定による福山市立大学の学部長(以下「学部長」という。)の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学部長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 学部長の選考は、前項第1号に該当するときはその事由の生じる30日以前に、同項第2号又は第3号に該当するときはその事由の生じた後、速やかに行う。

(選考の方法)

第3条 学部長の選考は、選挙により学長が行う。

(選挙)

第4条 選挙資格を有する者は、当該学部の専任教員とする。ただし、不在期間にある者を除く。

- 2 被選挙資格を有する者は、当該学部の専任教授とする。
- 3 選挙は投票により行い、選挙資格を有する者の3分の2以上の投票を持って成立する。
- 4 投票は単記無記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学部長候補者(以下「候補者」という。)とする。
- 5 最初の投票において過半数の票を得た者がいないときは、上位得票者2人について更に投票を行い、得票数の多い者を候補者とする。なお、得票数が同じ場合には、年長者をもって候補者とする。

(選挙管理)

第5条 学部長の選挙を管理するため、教授会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、教授を除く専任教員の中から選出された委員3人をもって組織する。

(任期)

第6条 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 学部長が辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、選挙の実施に関して必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。